

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		08-02-02		戦略プラン		☐ 協働		☒ 業務		☒ 財務		☐ 人事	
事務事業名		被保護者就労支援事業等		部課名		福祉部生活福祉課		課長名		青谷			
				担当者名		彦坂・内潟		内線		2644			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-04-04		就労支援事業									
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）						☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		平成 17（ 2005 ）年度		根拠		生活保護法							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等									
実施基準		☐ 法令基準内		☐ 都基準内		☒ 区独自基準		計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市							
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成							
		施策		12		低所得者の自立支援							
目的		就労意欲はあるが、なかなか就業に結びつかない被保護者に対して、就業の実現に必要な支援を組織的に行い、被保護者の自立を助長することを目的とする。 また、被保護者の居住の安定を図るための支援及び被保護者世帯の子どもの進路選択支援の充実を図り、被保護者世帯の安定的な生活及び将来的な自立を助長する。											
対象者等		・被保護者のうち、稼働年齢層で就労意欲があり支援することにより就労が見込まれる者。 ・被保護者のうち、居住の安定を図るための支援が必要な者。 ・被保護者世帯の子ども又はその保護者。											
内容		<就労支援事業、就労準備支援事業> 令和3年度より就労支援専門員（ハローワークOB等）の設置から業務委託に移行し、更なる支援の充実を図っている。 [具体的支援]ハローワーク足立、JOB町屋等への同行及び各所職業相談部門担当者との連携／職業訓練受講及び資格取得等の斡旋並びに指導／求人情報提供、面接指導、履歴書・職務経歴書作成指導／ケースワーカーとの連携（環境整備等）／就労先開拓及び紹介、打診、面接同行等 <子どもの進路選択支援事業>※令和7年度から業務委託により事業開始 [具体的支援]子ども及び保護者に対する進路選択に関する相談、進学に必要な奨学金などの公的支援の情報提供、子どもの将来の就職に向けた相談支援等 <地域居住支援事業>※令和7年度から業務委託により事業開始 [具体的支援]入居に関する相談支援／安定した居住に向けた情報提供等継続支援等											
経過		平成17年 4月 事業開始（就労支援専門員 1名配置） 平成23年 4月 就労支援専門員を1名増員し2名体制実施 平成25年12月 就労支援コーナーあらかわ（ハローワーク常設窓口）設置 平成26年 7月 生活保護法一部改正（「就労自立給付金」の法令化） 平成27年 4月 生活保護法一部改正（「被保護者就労支援事業」の法令化） 令和 2年 4月 生活福祉課内に自立支援係設置 令和 3年 4月 被保護者及び生活困窮者就労支援業務の一体的実施（JOBサポートあらかわ） 令和 6年10月 生活保護法一部改正（「子どもの進路選択支援事業」の任意法令化） 令和 7年 4月 子どもの進路選択支援事業及び地域居住支援事業を業務委託により開始											
必要性		就労可能な被保護者に対し就職活動を支援し自立の促進につなげることで、被保護者世帯の子どもの進路選択を支援し貧困の連鎖を断つこと、被保護者の安定的な居住を支援することで生活保護制度の適正実施を図るために必要な事業である。											
実施方法		（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 就労支援就労準備支援においては、庁外に委託の就労準備支援事業実施場所を開設。ハローワークや社会福祉協議会等の関係所管・機関との連携による支援を実施。											
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明						
		5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)							
	① 就労者数(被保護者)	48	29	25	48	80	延就職件数（内職増収を含む）						
	② 就労事業利用者数(被保護者)	126	94	84	75	120	前年度からの継続利用を含む						
③													
事務事業の分類		分類についての説明・意見等											
8年度		9年度											
重点的に推進		重点的に推進		被保護者が将来にわたり安定的な生活を送るために自立を促すことは重要なことであり、かつ子どもの世代も含めて貧困の連鎖を断ち切るためにも重点的に推進する必要がある。									

(単位：千円)

行政コスト計算書

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

①

②

③

他区の実
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-02-03		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	路上生活者等対策事業		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	青谷	
			担当者名	樋口		内線	2613	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-13-01	路上生活者対策事業分担金						
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 13	（ 2001 ）	年度	根拠	路上生活者対策事業実施大綱、ホームレス対策			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	特別措置法、生活困窮者自立支援法			
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	区内において、住居に不安を抱えた生活困窮者等に対して生活相談等を行うとともに、都区共同事業である「路上生活者対策事業」の利用窓口となり、安定した居住の確保・地域での自立した生活に向けた支援を行う。							
対象者等	荒川区内の住居に不安を抱えた生活困窮者（路上・公園・河川敷等で生活するホームレスや、友人・知人宅、ネットカフェ、立ち退き、滞納等の不安定居住者）							
内容	1 住居に不安を抱えた生活困窮者等に対する安定した居住の確保・地域での自立した生活に向けた支援 2 都区共同事業「路上生活者対策事業」に基づいて設置された自立支援センターの利用承諾承認 [自立支援センター事業] (1) 巡回相談 (2) 緊急一時保護 (3) 自立支援 (4) 地域生活継続支援 (5) 支援付地域生活移行事業 ※平成22年10月から緊急一時保護センターと自立支援センターを一本化し新型自立支援センターとして再構築 [自立支援センター設置の考え方] ※「路上生活者対策施設の建設及び設備に関する基準」による (1) 各ブロック、センター1ヶ所（標準定員50名）、自立支援住宅20戸（支援付住宅含む）設置。設置区は、5年間の持ち回りで決定。 (2) 施設の建設は基本的に東京都が行い、管理運営は特別区が行い、特人厚が共同処理する。 (3) 経費負担は都が2分の1、区は残りの2分の1の額の23分の1を負担する。							
経過	平成12年 7月 路上生活者自立支援事業に伴う都区協定締結、11月 自立支援事業開始 平成13年 4月 荒川区に路上生活者自立支援相談員を設置、8月 路上生活者対策事業実施大綱制定、特別区長と都知事による協定の締結、11月 緊急一時保護事業開始 平成18年11月 全ブロックに緊急一時保護及び自立支援センター設置完了 平成20年 4月 路上生活者対策事業実施大綱改定（再構築） 平成27年 4月 生活困窮者自立支援法に基づき事業実施（従前はホームレス対策特別措置法） 平成31年 4月 支援付地域生活移行事業を全ブロックにて開始 令和 2年 1月 自立支援センター台東寮閉鎖、7月 自立支援センター荒川寮開設 令和 6年 4月 自立支援住宅の対象者を拡充（女性、性的マイノリティ等） 令和 7年 3月 自立支援センター荒川寮閉鎖、4月 自立支援センター北寮開設（センター定員60名、自立支援住宅40戸） ※組織改正により7年度予算から福祉推進課の生活困窮者自立支援事業への組替あり。							
必要性	住居に不安を抱えた生活困窮者等に対する安定した居住の確保・地域での自立した生活に向けた支援として実施する必要性は高い。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 利用承諾・処遇決定等は特別区、施設建設、住宅・職業相談体制等の確保調整は東京都が行う。 ※各施設の管理運営については、特人厚が社会福祉法人等に委託							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	自立者数(人)	8	8	15	10	-	荒川区から繋いだ入所者の就労自立者数
	②	自立支援住宅移行者率(%)	45	58	42	42	-	入所中、就労自立に向けて自立支援住宅に移行できた入所者の割合
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
8年度	9年度							
継続	継続	路上生活者を対象にした都区共同事業であり、継続する。						

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-02-05		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	生活扶助		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	青谷	
			担当者名	中館		内線	2647	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-01-01		生活扶助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 25	（ 1950 ）	年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	憲法25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その程度に応じて必要な保護を行うことで、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。							
対象者等	生活保護受給者のうち、支給の必要な者。							
内容	生活保護申請の意思がある区民からの相談を受けて申請を受理し、必要な調査を行ったうえで生活保護の要否を判定する。生活保護の必要な区民に対しては、生活保護法に基づく保護を開始し、最低生活に必要な金品を適正に支給するとともに、自立を支援する。 [生活扶助の範囲] ①衣食、光熱水費その他の日常生活の需要を満たすために必要なもの ②移送費 [生活扶助の実施原則] ①居宅保護を原則とする ②金銭給付を原則とする ③保護金品は1ヶ月分以内を限度に支給する ④居宅の場合の扶助費は、世帯単位で計算し、世帯主又はこれに準ずる者に交付する。							
経過	昭和29年 5月 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の措置について（厚生省社会局長通知） 昭和59年度 基準額の算出に水準均衡方式採用（一般世帯消費支出の約68%相当）現在に至る 平成元年度 補助金等臨時特例等法により国庫負担金補助率を 7/10 → 3/4 に改正 平成12年度 介護扶助創設 介護保険料分を生活扶助に加算 平成18年 4月 老齢加算廃止 平成21年12月 母子加算（H21.4廃止）復活 平成25年 8月 生活保護基準額改定（3ヵ年による段階的減額 平成27年4月完了） 平成26年 4月 消費税増税に伴う生活扶助基準額改定（3ヵ年による段階的減額後、2.9%増） 平成30年10月 生活保護基準額改定（3ヵ年による段階的減額開始 令和2年10月完了） ※令和8年度当初予算で、最高裁判決対応追加給付分として7,034世帯分、623,250千円を計上。							
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。							
実施方法	（ ☐ 1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） ①面接相談、申請受理 ②申請に対して資産、稼働能力、扶養の可能性調査、病状調査、14日以内に決定、通知 ③施設への収容、保護費の支給 ④自立助長のための生活指導・相談、病状把握等							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	生活保護 被保護世帯（世帯）	4,778	4,667	4,545	4,430		各年度末の数値
	②	生活保護 被保護人員（人）	5,512	5,349	5,186	5,031		各年度末の数値
③	生活保護費 窓口払件数（件）	121	129	147	161		各年度末の数値	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続		生活保護法に基づく経費であり、継続する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	87,782	108,668	20,886	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	2,365,942	2,205,070	▲ 160,872
		維持補修費	0	0	0		都支出金	33,646	23,260	▲ 10,386
		扶助費	3,216,610	3,131,895	▲ 84,715		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	149,438	117,631	▲ 31,807
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	46,883	0	▲ 46,883		行政収入合計(a)	2,549,026	2,345,961	▲ 203,065
		賞与・退職給与引当金繰入額	12,405	18,827	6,422		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 814,654	▲ 913,429	▲ 98,775
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	3,363,680	3,259,390	▲ 104,290		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 814,654	▲ 913,429	▲ 98,775
	特別費用(g)	236	25,093	24,857	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	▲ 236	▲ 25,093	▲ 24,857	当期収支差額(e)+(h)	▲ 814,890	▲ 938,522	▲ 123,632		

備考	行政費用の約96%を生活扶助費が占める。被保護者数の減少が扶助費の減につながった。 行政収入についても、被保護者数の減少等により、国庫負担金が減となっている。その他行政収入の内訳は、全額が生活保護弁償金の生活扶助分となっている。
----	--

問題点・課題
○被保護者の高齢化等の影響により、対象者数の微減傾向が続いているが、失業や収入減少となった世帯を中心に、常に一定数の相談・申請の受理は続いており、今後も動向を注視していく必要がある。
○新生活保護システムの導入により、事業の効率化に一定の効果が図られたが、制度の変更や新たな運用手順の課題に対して、随時対応する必要がある。
○複合多岐にわたる生活課題を抱える世帯の増加により、これまで以上に寄り添った支援を行う必要があるため、ケースワーカーの業務が増大・煩雑化している。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	訪問調査について、相手方からの相談を伺いながら、被保護者の生活状況に応じた助言や支援を引き続き行う。	相手方からの相談を傾聴し、個々の被保護者の状況に応じた助言・指導・支援を行った。	訪問調査や来所時の状況把握を通じて親身で寄り添った支援を行い、被保護者の自立した生活を後押しする。
②	各種加算漏れがないよう、新システムを活用するとともに、訪問率の向上を推進していく。	システムを活用した横断的なチェックとともに、訪問率を係長・CWにフィードバックすることで適切な進捗管理と訪問率向上を図った。	各種加算漏れのチェックと訪問率のフィードバックを引き続き行い、適切な生活保護業務を遂行する。
③	専門研修やワーカー連絡会の活用など、ケースワーカーの能力向上を図り、業務効率を高めていく。	専門研修や課内研修、CW同士の連絡会等を活用し、個々のCWの知識の底上げ及び能力向上を図った。	専門研修の積極的な受講や課内研修、連絡会のさらなる充実により、CWの能力及び業務効率の向上を図る。

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区)	

況 議 会 質 問 状 (要旨)	平成27年度	二月會議	生活保護単身受給者死亡時の家財処分について
	平成30年度	九月會議	生活保護基準改定の影響について
	令和2年度	決特	エアコン設置及び夏季加算の必要性について
	令和6年度	予特	CW数及び事業委託について
			CW数、有資格者数、CW一人当たりの持ち世帯件数について

事務事業分析シート（令和8年度）										No1
事務事業コード		08-02-06			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		住宅扶助			部課名		福祉部生活福祉課		課長名	
					担当者名		早川		内線	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-01-02			住宅扶助					
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 25（ 1950 ）年度			根拠		生活保護法・同施行令・同施行規則			
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度			法令等		保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		12 低所得者の自立支援						
目的		生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、家賃・間代、敷金、住宅維持のための補修等を住宅扶助として支給することで、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。								
対象者等		生活保護受給者のうち借家等に居住している者。								
内容		被保護者の必要に応じ、下記により住宅扶助を行う。 〔住宅扶助の範囲〕 ①住宅費（家賃・間代、地代、敷金等） ②住宅維持費（住宅維持のための補修等） 〔住宅扶助の実施原則〕 ①金銭給付を原則とする。 ②現物給付は、宿所提供施設、緊急宿泊施設に委託して行う。 ③保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に交付する。 〔住宅扶助の基準額〕 ○家賃等 単身世帯 53,700円以内 （平成27年7月以降） ○敷金等 279,200円以内（7人以上世帯 388,000円以内） ○契約更新料等 104,700円以内（7人以上世帯 145,500円以内） （令和8年4月以降） ○住宅維持費 一般基準 136,000円以内（年額）								
経過		（以前は、生活扶助と同じ） 平成21年度 契約更新料上限額の変更（69,800円→104,700円） ※簡易宿泊所は特別基準（1.3倍）扱いとする。 平成22年度 都営住宅の使用料の代理納付開始。 平成27年度 住宅扶助基準額の変更（世帯人数区分の細分化・単身世帯に床面積別の住宅扶助上限額を新設） 平成30年度 現に大学に就学している者を世帯分離した時の住宅扶助費を減額しない措置の適用 令和8年度 住宅維持費（一般基準）の変更135,000円以内（年額）→ 136,000円以内（年額） （令和6年7月厚労省通知）・公営住宅は原則として代理納付とし、被保護者の委任状を必要としない ・家賃滞納者に対し、生活状況などを踏まえたうえで、原則代理納付とする。								
必要性		生活保護法に基づく事務事業のため必須である。								
実施方法		☐ 1直営（ ）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 直接、被保護者に支給する。状況に応じて代理納付を適用し貸主等に支払う。								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①	住宅扶助費家賃代理納付の割合（％）	32.6	33.0	33.6	33.6	35.0	福祉事務所から貸主等に代理納付している者の割合。		
	②	住宅扶助費家賃代理納付（民間）の割合（％）	25.1	26.0	26.4	26.4	27.0	一般賃貸住宅入居世帯のうち、代理納付している者の割合。		
③	住宅扶助費家賃代理納付（都住）の割合（％）	79.1	75.8	72.8	72.8	80.0	都営住宅入居世帯のうち、代理納付している者の割合。			
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
8年度		9年度								
継続		継続		生活保護法に基づく経費であり、継続する。						

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			2, 776, 493	2, 790, 018	2, 645, 190	2, 604, 296	2, 486, 922	2, 538, 951	2, 336, 920
決算額（8年度は見込み）			2, 675, 252	2, 661, 162	2, 624, 166	2, 559, 359	2, 471, 115	2, 402, 412	2, 336, 920
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	家賃延世帯数		55, 955	54, 853	54, 421	53, 093	51, 743	50, 397	48, 968
	家賃支出額（千円）*家賃・間代		2, 517, 056	2, 466, 296	2, 442, 286	2, 374, 301	2, 294, 345	2, 227, 102	2, 154, 690
	その他住宅費 * 敷金・住宅維持費		158, 196	194, 866	181, 880	185, 058	176, 770	175, 310	182, 230
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
扶助費	家賃・間代等	2, 471, 115	扶助費	家賃・間代等	2, 402, 412	扶助費	家賃・間代等		2, 336, 920

(単位：千円)									
勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
行政コスト計算書	給与関係費	84,195	99,763	15,568	行政収入	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0		国庫支出金	1,834,404	1,827,374	▲ 7,030
	維持補修費	0	0	0		都支出金	23,145	14,959	▲ 8,186
	扶助費	2,471,115	2,402,412	▲ 68,703		分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	1,857,549	1,842,333	▲ 15,216
	賞与・退職給与引当金繰入額	11,898	17,284	5,386		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 709,659	▲ 677,126	32,533
	その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	2,567,208	2,519,459	▲ 47,749		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 709,659	▲ 677,126	32,533
	特別費用(g)	0	0	0		特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0		当期収支差額(e)+(h)	▲ 709,659	▲ 677,126	32,533

行政費用のうち、住宅扶助費が約95%を占める。被保護者数の減少等により支出減となっている。
行政収入については、国庫負担金・都負担金が減となっているが、当該年度実績に基づき翌年度精算される。

問題点	○被保護者の適切な住環境確保に加えて、住宅費の代理納付が原則必須な公営住宅への応募を勧めている。 ○民間住宅代理納付を活用すると、自分が生活保護受給者であると貸主等に知られる事を嫌がり利用を拒否する場合がある。家賃滞納の防止のため代理納付の活用について説明し、推奨していく。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	被保護者に公営住宅への応募を勧める。	公営住宅へ応募する意欲が低い被保護者には、公営住宅の利点等の説明を行った。	被保護者に公営住宅へ応募意思を確認していく。
②	住宅費の代理納付を活用し、家賃滞納が発生しないよう努める。	住宅費の代理納付の活用を行い家賃滞納の発生リスクを減少するように務めた。	住宅費の代理納付を活用し、家賃滞納が発生しないよう努める。
③			

他区の実 施状況	(実施		22	区	未実施		0	区	不明		0	区)

況 議 会 （ 要 旨 ） 質 問 状	平成22年 二月会議	住宅扶助費の大家、不動産屋への代理納付について
	平成26年度 二月会議	住宅扶助費の基準改定について
	平成27年度 六月会議	住宅扶助費の基準改定について

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-02-07		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	教育扶助		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	青谷	
			担当者名	安藤		内線	2638	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-01-03		教育扶助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 25	（ 1950 ）	年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、義務教育に伴う必要な学用品、通学用品、学校給食等にかかる費用を教育扶助として支給することで、最低限度の生活保障するとともにその自立を助長することを目的とする。							
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できない者（外国人の各種学校は除外）。他は生活扶助と同じ。							
内容	被保護者の必要に応じ、下記により教育扶助を行う。 [教育扶助の範囲] ①義務教育に伴う必要な教科書その他の学用品 ②義務教育に伴う必要な通学用品 ③学校給食その他義務教育に伴う必要なもの [教育扶助の実施原則] ①金銭給付により行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。 ②保護金品は、被保護者、その親権者、後見人、学校長に交付。 [教育扶助の基準額]（令和7年度4月改定）※学習支援費の（ ）内は特別基準 ○一般基準 小学校 3,400円 中学校 5,300円 ○特別基準（学級費等）小学校 1,170円以内 中学校 1,250円以内 ○学習支援費 小学校 16,400円（21,320円）以内 中学校 59,800円（77,740円）以内							
経過	（以前は、生活扶助と同じ） 平成20年度 給食費を学校長口座へ納付開始 平成21年 7月1日 学習支援費を新設 平成30年10月1日 学習支援費を月単位の定額支給から実費支給に変更 令和元年 8月1日 教材費の代理納付を開始							
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。							
実施方法	（ ☐ 1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 基準額は、当該世帯の保護費に加算して支給する。教材代等は、教育委員会、学校長へ実費額の調査を行い決定する。場合により代理納付を適用し、学校口座に入金。給食費は原則代理納付。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	教材費代理納付の割合（％）	14.7	14.0	100.0	100.0	100.0	福祉事務所から学校長への代理納付 件数割合（R7から100%）
	②	被保護世帯の児童生徒数（人）	149	127	117	104		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		生活保護法に基づく経費であり、継続する。				

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			6年度	7年度	差額	勘定科目			6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	27,227	28,543	1,316	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	13,629	11,893	▲ 1,736		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	1	0	▲ 1		
		扶助費	15,702	15,962	260		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	13,630	11,893	▲ 1,737		
		賞与・退職給与引当金繰入額	3,848	4,945	1,097		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 33,147	▲ 37,557	▲ 4,410		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
		行政費用合計(b)	46,777	49,450	2,673		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 33,147	▲ 37,557	▲ 4,410		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 33,147	▲ 37,557	▲ 4,410				

備考

行政費用のうち、教育扶助費が約32%を占める。行政収入については、国庫負担金が減となっているが、当該年度実績に基づき翌年度精算される。

問題点・課題

○7年度からは教材費が代理納付となり、滞納は起きない。一方で、代理納付対象外の被保護世帯の児童・生徒の部活動等で使用する道具やユニフォーム代、合宿や遠征費等は別途学習支援費として支給対象となるため、入学時に家庭に確認を行い、実費支援としてその活用を周知する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	各学校と連携し滞納が起きないように引き続き対応する。なお、8年度からは管轄課と連携をとり全て代理納付に移行する予定。	各学校と連携し、滞納が起きないように教材費は代理納付とした。	学務課と連携をとり、教材費に加えて夏季施設費を代理納付に変更するよう検討を行う。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-02-08		戦略プラン	○ 協働	● 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	介護扶助		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	青谷	
			担当者名	加藤		内線	2627	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-01-04		介護扶助					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 8年度 ○ 7年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	平成 12	（ 2000 ）	年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則			
終期設定	○ 有 ● 無	（ ）	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画		● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、介護保険の被保険者が否かを問わず、介護保険法に規定する要介護等の状態にある者が、介護サービスを利用した場合、その費用を介護扶助として支給する。							
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できない者。他は生活扶助と同じ。							
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により、介護扶助を行う。 〔介護扶助の範囲〕 1 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うもの）（介護保険の給付対象と同じ） 2 福祉用具 3 住宅改修 4 施設介護 5 移送 〔介護扶助の実施原則〕 1 現物給付により行う。ただし、現物給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、金銭給付により行う。 2 現物給付は、指定を受けた介護機関に委託して行う。 3 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合は、指定介護機関以外で給付を受けられる。 4 保護金品は、被保護者に交付する。 〔介護扶助と介護保険給付の関係〕 1 被保険者：介護保険の自己負担分を介護扶助として支給する。 2 被保険者以外：全額を介護扶助として支給する（10割給付）。							
経過	平成12年4月 介護保険導入により介護扶助新設。 平成26年7月 生活保護法の改正に伴い、介護保険法の指定があったものは、生活保護法指定介護機関のみなし指定となる。 平成27年4月 介護保険制度の改正に伴い、介護予防給付のうち、訪問介護、通所介護が介護予防日常生活総合支援事業に移行。高齢者福祉課で委託事業として行われている訪問型サービス、通所型サービスの利用料及び居宅介護計画に係る費用においても介護扶助の対象となる。 平成30年4月 「日常的な医学管理」「看取り」「生活施設」の機能を兼ね備えた介護医療院が創設。 平成30年10月 福祉用具の貸与価格に上限が設定される。							
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ） 指定介護機関で現物給付。介護費の支払は、国民健康保険団体連合会に委託。一部、福祉用具購入、住宅改修、移送費は福祉事務所で支払い。被保険者は1割、被保険者以外は10割介護扶助。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	介護扶助受給者数	1,223	1,227	1,271	1,275		介護扶助の利用者数
	②	みなし2号被保険者数	101	83	76	82		介護扶助を利用するみなし2号被保険者数
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続		生活保護法に基づく経費であり、継続する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	37,023	38,188	1,165	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	269,598	273,555	3,957
		維持補修費	0	0	0		都支出金	10,096	6,491	▲ 3,605
		扶助費	362,200	364,503	2,303		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	2,608	22,871	20,263
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	282,302	302,917	20,615
		賞与・退職給与引当金繰入額	5,232	6,616	1,384		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 122,153	▲ 106,390	15,763
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	404,455	409,307	4,852		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 122,153	▲ 106,390	15,763
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 122,153	▲ 106,390	15,763		

備考	行政費用の約89%を介護扶助費が占める。対象者の高齢化等の理由により扶助費が増となった。行政収入については、国庫負担金が増、都負担金が減となっているが、当該年度実績に基づき翌年度精算される。その他行政収入の内訳は、全額が生活保護費弁償金の介護扶助費分である。
----	---

問題点・	○他法優先の原則に従い、随時他法活用を検討する必要がある。（「被保険者（介護扶助１割）」は、自立支援医療（更生医療）がある時、「訪問看護」と「リハビリテーション」は自立支援医療（更生医療）を活用する。「被保険者以外（みなし２号被保険者：介護扶助１０割）」は、障害福祉サービス等優先活用が可能な他法他施策がある時、その施策を活用する。
------	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き請求内容の点検に努めるとともに、自立支援医療、難病、障害者施策等、他法他施策の活用に取り組む。	請求内容の点検に努め、障害者手帳等の取得を促進させ、介護保険被保険者以外の被保護者は、障害者サービスの受給を可能にした。	引き続き請求内容の点検に努めるとともに、自立支援医療、難病、障害者施策等、他法他施策の活用に取り組む。
②			
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	---------

実施状況	
議会の状況（要旨）	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-02-09		戦略プラン	○ 協働	● 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	医療扶助		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	青谷	
			担当者名	加藤		内線	2627	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-01-05	医療扶助					
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 8年度 ○ 7年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 25（ 1950 ）年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則					
終期設定	○ 有 ● 無（ ）年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）					
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画		● 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき入院、外来、調剤、歯科、施術等のために必要な経費を医療扶助として支給する。							
対象者等	医療費に困窮のため最低限度の生活を維持できない者。他は生活扶助と同じ。							
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により、医療扶助を行う。 〔医療扶助の範囲〕 1 診察 2 薬剤又は治療材料 3 医学的処置・手術及びその他の治療並びに施術 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 6 移送 〔医療扶助の実施原則〕 1 現物給付により行う。ただし、現物給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、金銭給付により行う。 2 現物給付は、指定を受けた医療機関、施術者に委託して行う。 3 急迫した事情がある場合は、指定外医療機関、施術者で給付を受けられる。 4 保護金品は、被保護者に支給する。							
経過	（以前は、生活扶助と同じ） H19年度 医療扶助対象者の人工透析が自立支援医療（更生医療）の給付対象となる。 H26年度 生活保護法の改正に伴い、平成26年7月1日以降、生活保護法の指定医療機関及び薬局は、6年ごとの更新制度の導入。はり・きゅう師は、登録制から指定制度に変更。H27年1月1日難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に伴い、被保護者についても難病の医療費助成制度が適用された。 H27年度 厚生労働省より、向精神薬の重複処方の適正化について対応の指示が出された。 H30年度 厚生労働省通知により、頻回受診者の定義が改められた。生活保護法改正により、「被保護者健康管理支援事業」がR3年1月より必須事業となった。10月より、後発医薬品の使用が原則化された（本人希望は不可）。 R 8 年度 医療扶助運営要領が一部改正となり、お薬手帳の持参が原則化され、重複・多剤投与者は、薬局へ薬剤一覧を持参し、相談することになった。							
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。							
実施方法	（ 1 直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ） 指定医療機関等で現物給付。医療扶助実施は、専門的知識・判断等を要し嘱託医 3 人に委嘱。医療費の支払は、社会保険診療報酬支払基金に委託。一部、移送費、治療材料費は福祉事務所で支払い。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み		目標値(8年度)
	①	後発医薬品の使用割合（％）	85.5	88.5	90.8	91.5	85.0	国目標は80％
	②	入院件数の割合（％）	2.7	2.7	2.9	3.2	2.7	年間医療扶助件数のうち入院件数の割合
	③	他法他施策への移行件数	450	456	464	460		難病・精神通院等移行、[5年度から追加]透析等医療機関変更
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続	生活保護法に基づく経費であり、継続する。					

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			6年度	7年度	差額	勘定科目			6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	45,992	40,091	▲ 5,901	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	4,081,867	4,264,623	182,756		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	137,304	139,929	2,625		
		扶助費	5,508,847	5,759,784	250,937		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	77,341	80,757	3,416		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	4,296,512	4,485,309	188,797		
		賞与・退職給与引当金繰入額	6,499	6,946	447		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,264,826	▲ 1,321,512	▲ 56,686		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
		行政費用合計(b)	5,561,338	5,806,821	245,483		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,264,826	▲ 1,321,512	▲ 56,686		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,264,826	▲ 1,321,512	▲ 56,686					

備考	行政費用の約99%を医療扶助費が占めている。入院延件数の増等の理由により扶助費が増となった。行政収入については、国庫負担金・都負担金が増となっているが、当該年度実績に基づき翌年度精算される。その他行政収入の内訳は、全額が生活保護并償金の医療扶助分となっている。
----	--

問題点	○頻回受診・向精神薬の二重処方等、嘱託医と連携して適正化を図る必要がある。 ○他法優先の原則に基づき、自立支援医療の資格管理を継続していくことが必要である。 ○重複投薬者・不適切な多剤投与者への指導を行い、医薬品の適正使用を推進していく必要がある。 ○被保護者の自己負担金支出、移送費の申請等について、適正に処理されているか確認する必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き診療報酬明細書の点検により、頻回受診・向精神薬の二重処方等について、嘱託医の助言を基に医療扶助の適正化に努める。	頻回受診・向精神薬二重処方等嘱託医審査により是正した。また訪問看護や薬剤管理指導料の指導を強化し、医療扶助費の適正化を行った。	引き続き診療報酬明細書の点検により、頻回受診・向精神薬の二重処方等について、嘱託医の助言を基に医療扶助の適正化に努める。
②	診療報酬明細書の確認により、他法優先の原則に基づき、東京都や障害者福祉課と連携して医療扶助の適正化に努める。	透析、難病等生活保護法以外の公費負担がある疾病は、医療証取得を促進した。医療証が利用できない病院受診は代替病院を案内した。	引き続き診療報酬明細書の確認により、他法優先の原則に基づき、東京都や障害者福祉課と連携して医療扶助の適正化に努める。
③	診療報酬明細書で、自己負担金の記載(二重払い防止)、通院時の移送費(誤請求防止)等を確認し医療扶助の適正化に努める。	被保護者の自己負担金がある場合の一部負担金額欄や移送費該当日の通院の確認により診療報酬明細書の返戻や医療扶助の返還を行った。	引き続き診療報酬明細書で、自己負担金の記載(二重払い防止)、通院時の移送費(誤請求防止)等を確認し医療扶助の適正化に努める。

他 区 の 実 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)	平成13年 二月会議 入院患者の日用品費について 平成27年度 九月会議 ジェネリック医薬品の利用促進について 令和2年度 決特 医療扶助費の適正化について

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		08-02-10		戦略プラン		☐ 協働		☒ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		出産・生業・葬祭扶助		部課名		福祉部生活福祉課		課長名		青谷			
				担当者名		渡邊		内線		2649			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-01-06		出産・生業・葬祭扶助									
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）						☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 25（ 1950 ）年度		根拠		生活保護法・同施行令・同施行規則							
終期設定		☐ 有 ☒ 無		（ ）年度		法令等		保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）					
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市							
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成							
		施策		12		低所得者の自立支援							
目的		生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、出産・生業・葬祭を行うために必要なものを扶助として基準額の範囲内で支給することで、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。											
対象者等		①出産扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない妊産婦 ②生業扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない者又はそのおそれのある者 ③葬祭扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない者の葬祭を行う者											
内容		被保護者等の必要に応じ、下記により出産、生業、葬祭扶助を行う。 ◆出産扶助 ①分べんの介助 ②分べん前及び分べん後の処置 ③脱脂綿、ガーゼその他衛生材料（ただし、児童福祉法の入院助産制度が優先） ◆生業扶助 ①生業に必要な資金、器具又は資料 ②生業に必要な技能の修得 ③就労のために必要なもの ④高校等就学費（学級費、通学費、授業料、入学金、入学準備金、教材代等） ◆葬祭扶助 ①検案 ②死体の運搬 ③火葬又は埋葬 ④納骨その他葬祭のために必要なもの ◆実施原則 金銭給付により行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。 ◆保護金品の交付者 出産扶助、生業扶助は被保護者。葬祭扶助は葬祭を行う者 ◆基準額（令和8年度）出産扶助 336,000円以内 生業扶助 47,000円以内 葬祭扶助 222,000円以内											
経過		（以前は、生活扶助と同じ） 平成17年度 生業扶助に高校等就学費新設 平成21年度 高校等就学世帯に学習支援費新設											
必要性		生活保護法に基づく事務事業のため必須である。											
実施方法		☐ 1直営（ ）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 葬祭扶助は遺留金品を充当しても不足が生じる場合、扶養義務者又はその他（病院長、民生委員等）の葬祭を行う者の申請に対して扶助を行う。											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)					
	①	高等学校就学者数	98	94	80	70	70	国庫負担金実績報告数値					
	②	技能習得費 延べ件数（件）	29	37	14	12	12						
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
8年度		9年度											
継続		継続		生活保護法に基づく経費であり、継続する。									

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	27,020	29,347	2,327	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	41,313	50,441	9,128
		維持補修費	0	0	0		都支出金	923	700	▲ 223
		扶助費	63,726	56,741	▲ 6,985		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	42,236	51,141	8,905
		賞与・退職給与引当金繰入額	3,818	5,084	1,266	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 52,328	▲ 40,031	12,297	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	94,564	91,172	▲ 3,392	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 52,328	▲ 40,031	12,297	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 52,328	▲ 40,031	12,297		

備考	行政費用では、扶助費が約62%を占めている。被保護者数が減少傾向のため扶助費も前年比で減少した。行政収入では、国庫負担金として50,441千円の収入があった。
----	---

問題点・	○子どもが高校に進学し卒業することは、将来の自立助長に大きな影響を与えるため、子ども自身が将来設計を具体的にイメージできるよう、対象世帯に高校在学中に受けられる支援内容を丁寧に説明する必要がある。 ○稼働年齢層の被保護者が安定した職業に就くために、新たな技能・資格等を取得することは自立助長の観点から重要であり、生業扶助による技能習得費等の制度について丁寧に説明を実施していく必要がある。
------	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	子どもをはじめ、被保護世帯の自立助長に繋がるよう、生業扶助をはじめ、他法制度の有効活用を促していく。	子どもの進路選択支援事業の実施により、被保護者の自立助長に繋がるよう、支援体制の強化を図った。	子どもの進路の進路選択支援事業の推進により、被保護者の自立助長に繋がよう、支援体制の充実を図っていく。
②	様々な就労支援事業を有効に活用し、被保護者の自立助長に繋がるよう支援に取り組んでいく。	JOBサポートあらかわ及び就労支援コーナーあらかわとの連携を深化させ、被保護者の自立助長に資する支援を行ってきた。	JOBサポートあらかわ及び就労支援コーナーあらかわとの連携を継続し、重点的支援対象者の支援を強化していく。
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-02-11		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	就労自立及び進学・就職準備給付金		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	青谷	
			担当者名	富田・藤田		内線	2628	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-01-07	就労自立及び進学・就職準備給付金					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 26	（ 2014 ）	年度	根拠法令等	生活保護法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に対し、直後の生活を支え再度保護に至ることを防止するための給付金を支給する。							
対象者等	【就労自立給付金】安定した職業に就いたことで保護廃止となった者。 【進学・就職準備給付金】高校等卒業者のうち、大学等に進学するため世帯分離し保護廃止となった者又は、安定した職業に就く等により自立し保護廃止となった者。							
内容	【就労自立給付金】 ・生活保護法第55条の4に基づき、安定した職業に就いたことで保護廃止となった者に就労自立給付金を支給する。 [支給限度額] 単身世帯：10万円 複数世帯：15万円 【進学・就職準備給付金】 ・生活保護法第55条の5に基づき、高校等卒業者のうち、大学等に進学する者又は安定した職業に就く等により自立する者に対して新生活立ち上げ費用として進学準備給付金を支給する。 [進学/支給限度額] ①出身世帯の住居から転居せず、自宅から通学する者 10万円 ②①以外の者（進学に際し出身世帯から転居し、通学する者） 30万円 [就職/支給限度額] ①出身世帯の住居から転居せず、自宅から通勤し、保護廃止となる者 10万円 ②①以外の者（就職に際し出身世帯から転居し、保護廃止となる者） 30万円							
経過	平成26年 7月 平成30年 1月 平成30年10月 令和 6年 4月	生活保護法一部改正（「就労自立給付金」の法令化） 生活保護法一部改正（「進学準備給付金」の法令化） 生活保護法一部改正（「就労自立給付金」の算定基準見直し） ※最低給付額 単身世帯2万円 複数世帯3万円、積立率を一律10%に統一 生活保護法一部改正（「進学・就職準備給付金」へ改称、対象者の拡大） ※就職準備給付金の対象は、令和6年1月1日から						
必要性	国の被保護者に対する自立支援事業であり、再度保護に至ることを防止するためにも必要な事業である。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） ①申請受理、審査 ②14日以内に決定 ③算定対象期間における各月の就労収入額に対し、その各月に10%を乗じて算定した額の和と上限額とのいずれか低い額を支給							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	就労自立給付金給付世帯数	40	45	49	45	40	就労支援事業開始以来、上昇傾向にある
	②	進学・就職準備給付金給付世帯数	16	11	13	20	20	8年度見込みには、7年度対象者7名を含む
③	大学・専門学校等進学率	44%	36%	56%	51%	60%	進学せず就労することもあり、進路選択によるところがある	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		生活保護法に基づく経費であり、継続する。				

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			3,981	4,087	5,050	5,050	5,050	4,879	7,600
決算額（8年度は見込み）			1,849	2,604	2,994	3,742	3,908	4,207	7,600
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	就労自立給付金給付世帯数		23	28	28	39	45	46	46
	進学・就職準備給付金給付世帯数		4	12	15	15	11	13	27
	※うち、就職準備給付金給付件数						3	1	2
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
扶助費	就労自立給付金	2,208	扶助費	就労自立給付金	2,507	扶助費	就労自立給付金	4,900	
扶助費	進学・就職準備給付金	1,700	扶助費	進学・就職準備給付金	1,700	扶助費	進学・就職準備給付金	2,700	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	5,892	6,622	730	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	3,833	6,151	2,318
		維持補修費	0	0	0		都支出金	2	19	17
		扶助費	3,908	4,207	299		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	3,835	6,170	2,335
		賞与・退職給与引当金繰入額	833	1,147	314		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 6,798	▲ 5,806	992
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	10,633	11,976	1,343		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 6,798	▲ 5,806	992
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 6,798	▲ 5,806	992		

行政費用では、扶助費が全体の約35%を占めている。就労自立給付金給付世帯数の増等により、扶助費の経費増となっている。行政収入では、国庫負担金として6,151千円の収入があった。

問題点・課	【就労自立給付金】就労での収入増による保護廃止が見込める対象者への周知について、地域共生推進係が担当する就労支援事業やケースワーカーと連携する必要がある。
	【進学・就職準備給付金】被保護者の子どもの自立助長を促すために、対象者には保護開始の説明時など早い段階で事前に周知することが重要である。また、進学希望者については、塾代や受験料の支給等、金銭面で進学を支える他の制度についても合わせて説明する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	就労を見込める被保護者に早期から積極的に周知できるよう、研修等を通じCWの制度理解を深める。	研修等を通じCWの制度理解を深めることができた。就労を見込める被保護者に早期から周知し、自立助長を促すことができた。	研修を通じCWの制度理解を深めるとともに、就労支援事業を活用し、被保護者の経済的自立に向けた支援を行っていく。
②	子どもの進路選択事業を活用し、進学・就職への不安を軽減し、自立助長に繋がるよう早期から対象者への周知を図る。	子どもの進路選択事業を通して社会福祉協議会と連携し、対象者が必要としている情報を自立助長を促す支援ができた。	被保護者の状況を適宜把握し、進学・就職への不安を軽減し、必要な支援・自立助長に繋がるよう早期に対象者へ周知する。
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

実況の状況







況 議 会 （ 要 旨 ） 質 問 状	平成30年度 九月会議 大学進学に伴う世帯分離について
--	-----------------------------

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-02-13		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	法外援護		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	青谷
			担当者名	白井		内線	2629
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-02-01		自立促進支援金支給事業				
	01-02-02		入浴券				
	01-02-03		入院必需品				
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	平成 17	（ 2005 ）	年度	根拠	東京都被保護者自立促進事業経費補助金交付要綱・荒川区被保護者自立促進事業実施要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	被保護者に対し、「東京都被保護者自立促進事業経費補助金交付要綱」及び「荒川区被保護者自立促進事業実施要綱」等に基づいた支援を行うことで、本人及び世帯の自立の促進を図ることを目的とする。						
対象者等	福祉事務所長が認める被保護者世帯						
内容	【就労支援】 ☐ 就労支援費（求職活動にふさわしい服装、補助教材等購入費を支給） 【社会参加活動支援】 ☐ 社会参加活動費（高齢者が社会に貢献することで、生きがいを見つけるとともに、地域での孤立化を防ぐ） 【地域生活移行支援】 ☐ 生活支援事業（安定した日常生活を送れるよう支援） ☐ 住宅契約関係費（入居要件となっている鍵交換費等を支援） 【健康増進支援】 ☐ 健康増進費（日常的な健康管理や健康増進を目的として健康管理機器を購入した者に対し支援） 【次世代育成支援】 ☐ 高校および大学等進学支援費（進学、基礎学力向上の観点から、小学1～高校3年生に対し学習塾等への通塾や夏・冬季講座等の受講に対して支援） ☐ 若年者社会参加支援費（自立支援プログラムの参加に必要な費用を支給） 【入浴券交付事業】 ☐ 居宅にて生活保護を受けている者で、風呂がない世帯に対し入浴券を交付						
経過	OH16年度末 東京都の「見舞金支給事業」が廃止、H17年度：東京都による「被保護者自立促進事業」として再構築実施、H17年7月：東京都の「被保護者自立促進事業」実施要綱に基づき事業を開始 OH24年度 東京都の「地域福祉推進区市町村包括補助事業」に統合、H29年度：【次世代育成支援】…中学3年生の支給上限額の増額、対象者を高校生までとする等、金額や対象者を拡大 OR5年度 【就労支援】：「職業能力開発センター考査料」「参考書等購入費」、【社会参加活動】：「介護用ベッド等購入費等」「簡易ベッド購入費」、【次世代育成】：「若年者社会参加支援費」「学習塾、フリースクール等参加交通費」「無認可保育園入園料及び保育料（障害・疾病等）」を追加 OR6年度 【社会活動参加費】…「精神障害者自助グループ参加交通費」を「精神障害者自助グループ参加費」に変更 OR7年度【次世代育成支援】…中学3年生、高校3年生、大学等進学支援費の支給上限額の増額 OR8年度【次世代育成支援】…小1-中学2年生、高校1-2年生、中学校既卒者支援費の支給上限額の増額						
必要性	被保護者の自立促進機能を強化することできるため、必要性は高い。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）						
	①支給時期	随時					
	②支給決定	被保護者からの申請に基づき決定し支給する。					
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 就労支援（就職活動支援）	11	12	10	13	13	件数
	② 次世代育成支援（学習支援）	45	47	43	47	47	人数
③ 地域生活移行支援（居宅清掃）	31	22	30	16	16	件数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
8年度	9年度						
継続	継続	地域福祉推進区市町村包括補助事業の一部であり、継続する。					

No2										
(単位：千円)										
予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
予算額			49,014	46,110	43,330	41,680	41,362	39,647	39,071	
決算額（8年度は見込み）			38,418	37,548	38,320	37,278	30,919	31,409	39,071	
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
	就労支援(延べ件数)		22	16	9	11	12	10	13	
	社会参加活動支援(延べ件数)		1	0	0	0	0	2	2	
	地域生活移行支援(延べ件数)		106	131	138	161	144	141	104	
	次世代育成支援(参加人数)		64	53	64	45	47	30	47	
予算・決算の内訳										
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）				
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）		
需用費	入浴券印刷等	265	需用費	入浴券印刷等	216	需用費	入浴券印刷等	342		
委託料	入浴券封入封緘委託	16	委託料	入浴券封入封緘委託	17	委託料	入浴券封入封緘委託	23		
役務費	入浴券郵送料	259	役務費	入浴券郵送料	251	役務費	入浴券郵送料	286		
扶助費	自立促進支援給付金等	30,379	扶助費	自立促進支援給付金等	30,925	扶助費	自立促進支援給付金等	38,420		
(単位：千円)										
行政 コスト 計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政 費用	給与関係費	6,594	7,013	419	行政 収入	地方税等	0	0	0
		物件費	540	485	▲ 55		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	14,410	14,048	▲ 362
		扶助費	30,379	30,925	546		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	14,410	14,048	▲ 362
		賞与・退職給与引当金繰入額	932	1,215	283		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 24,035	▲ 25,590	▲ 1,555
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	38,445	39,638	1,193		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 24,035	▲ 25,590	▲ 1,555
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 24,035	▲ 25,590	▲ 1,555		
	備考	行政費用では、扶助費が全体の約78%を占めている。物件費の内訳は、一般需要費216千円、役務費251千円、委託料17千円となっている。行政収入では、法外援護費の自立促進支援金支給事業が都補助金対象であるため、14,048千円の収入があった。								
問題点・課題	○就労支援は、稼働年齢層で求職活動中や就労中であっても長続きしない受給者も多く継続した支援が必要である。 ○次世代育成支援事業の学習環境整備支援費（塾代等）は需要も多く、被保護者の自立を促す上で大変重要であるため、周知や勧奨を引き続き行っていく必要がある。 ○入浴券について、返却分、新規・退院後の支給等、入浴券の在庫枚数の管理を徹底・精査し、引き続き購入枚数を検討する。									
問題点・課題の改善策										
	令和7年度に取り組む具体的な改善内容			令和7年度に実施した改善内容および評価			令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容			
①	関係者間で連携しながら、引き続き就労支援体制を構築し、就職及び就労の継続を支援していく。			CW、就労支援員、ハローワークの職員と連携しながら、被保護者が1人でも多く就労につながるよう支援した。			関係者間で連携しながら、引き続き、就労支援体制を構築し、それぞれの被保護者にあった支援をしていく。			
②	被保護者の自立に繋がるよう、引き続き各種支援項目の周知と需要の把握に努めていく。			被保護者に支援の制度の説明を行い、自立に繋がる支援ができた。			被保護者の自立に繋がるよう、引き続き対象となる世帯を把握し、CWを通じて支援内容を周知していく。			
③	入浴券が必要な対象者には必要な時期に漏れが無いように支給し、不要な者には誤って支給することがないよう適正に判断する。			交付する前にCWに配布数や被保護者の状況等を確認し、適切に支給することができた。			入浴券が必要な対象者を把握し、また在庫数を管理し購入数について精査をする。			
他区の実況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)	
議会要旨	平成28年度 六月会議 生活保護世帯の大学等進学時の取扱いについて 平成28年度 九月会議 生活保護家庭と一般家庭の進学率格差について									

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-02-16		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	施設委託保護費		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	青谷	
			担当者名	加藤		内線	2643	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-01-01		救護施設					
	01-01-02		更生施設					
	01-01-03		授産施設					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 40（ 1965 ）年度		根拠	生活保護法第30条及び第38条等				
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等	授産施設事務費取扱要領（民生局通知）				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
	施策	12 低所得者の自立支援						
目的	身体上または、精神上の著しい障害のため、独立して日常生活を営むことが困難な要保護者、近い将来に社会復帰できる見込があるが、身体上又は精神上の理由により養護及び指導を必要とする要保護者を入所させて生活扶助を行う。							
対象者等	○身体上または精神上の著しい障害のため、独立して日常生活を営むことが困難な者。 ○養護及び指導を必要とする要保護者で社会復帰の見込める者。							
内容	○救護施設は全国で約190施設ある。荒川区では、主に、病状が安定している重度身体障害者、精神障害者、アルコール依存症回復者などの要保護者が入所している（以下の入所者数は令和8年4月現在）。 ・救護施設：光の家神愛園、あかつき、昭島荘、光華、厚生園、妙義白雲寮、松風園、房総平和園…11名 ○更生施設は全国で19施設あり、荒川区では主に下記の施設に入所している。 また、更生施設以外に、住居のない要保護者の世帯を対象にした宿所提供施設がある。 ・更生施設：しのばず荘、浜川荘、塩崎荘、本木荘、ふじみ、東が丘荘、新塩崎荘、さざなみ苑（旧潮見寮）…73 名（通所16名含む） ・宿所提供施設：小豆沢荘、葛飾荘、ふじみ（宿提）…6名 ○日常生活支援住居施設：コスモスハウスおはな、ステップアップハウス、							
経過	昭和40年4月 施設が所在する区へ移管（戦後、東京都が一元的に運営） 昭和42年4月 所在区から特人厚へ移管 平成2年12月 特人厚：社会福祉事業団を設立 生活相談一時保護所を除く更生施設を事業団に委託 平成11年8月 さざなみ苑開設（平成13年度通年化） 平成14年4月 更生施設等の再編 ①一時保護所の入所判定、一時保護機能を廃止 ②入所判定は各福祉事務所が行い、更生施設は一時保護に対応する。 ③宿所提供施設は、緊急一時保護施設への特化を段階的に開始する。等 平成16年度 民間宿泊所入所者（なぎさ寮を除く）は、本事業から居宅保護へ変更とした。 平成27年12月 特人厚：「厚生関係施設再編整備計画」（H28～H30年度計画）を策定。 平成30年8月 特人厚：「厚生関係施設再編整備計画」（H31～H40年度計画）を策定。 令和2年10月 日常生活支援住居施設の認定が開始される（無料低額宿泊所からの転換）							
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 特人厚バックアップセンターへ入所調整を依頼し、入所決定後、各施設と個別に入所手続きを行う。これに伴う経費の支払は、東京都国民健康保険団体連合会に委託している。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	更生施設利用 延べ件数	938	897	1,015	1,505		委託事務費の延べ計上数を集計
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		生活保護法に基づく施設保護の経費であり、継続する。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	20,743	21,921	1,178	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	149,709	116,416	▲ 33,293
		維持補修費	0	0	0		都支出金	29,532	19,891	▲ 9,641
		扶助費	150,156	176,232	26,076		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	2,256	0	▲ 2,256
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	181,497	136,307	▲ 45,190
		賞与・退職給与引当金繰入額	2,931	3,798	867		行政収支差額(a)-(b)=(c)	7,667	▲ 65,644	▲ 73,311
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	173,830	201,951	28,121		通常収支差額(c)+(d)=(e)	7,667	▲ 65,644	▲ 73,311
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	7,667	▲ 65,644	▲ 73,311		

備考	行政費用では、扶助費が全体の約87%を占める。内訳としては救護施設・更生施設・授産施設への委託保護費となっている。行政収入では、国庫負担金として116,416千円の収入があった。
----	---

問題点・課題	○救護施設入所枠が不足し、入所まで長期間かかるため、都外の施設も含めて入所可能な施設の確保が必要である。 ○更生施設の入所まで期間を要する場合もあり、迅速な入所決定が必要である。入所後の居宅移行について、被保護者自身では難しい場合もあり、こまやかな支援が必要となる ○更生施設、宿所提供施設との連携は、被保護者の自立を促進するための社会資源活用として有効であることから、ケースワーカーが、各施設の特性を理解する機会を設ける必要がある。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	救護施設については、都外の施設も含め、入所可能な施設の確保に努める。	都外の救護施設を利用し迅速な入所につなげた。施設ごとに異なる特長を踏まえ、被保護者のニーズに応えることができた。	救護施設については、引き続き都外の施設も活用し、入所可能な施設の確保に努める。
②	更生施設等と連携し、できる限り迅速な施設入所を目指していく。入所後は、施設と緊密に連携し、居宅移行等を支援する。	更生施設を中心に、宿所提供施設を活用するなど、被保護者に合わせた施設入所を行った。各施設と緊密に連携し、居宅移行等を行った。	更生施設等と連携し、できる限り迅速な施設入所を目指していく。入所後は施設と緊密に連携し、居宅移行等を支援する。
③	引き続き見学会や説明会を実施して、保護施設の支援内容を共有し、被保護者の対応に生かしていく。	保護施設運営法人等と連携し、更生施設等の見学会や説明会を実施した。	引き続き、見学会や説明会を実施するなど、保護施設の支援内容を課内で共有して、被保護者の支援に生かしていく。

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-02-18		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	中国残留邦人支援事務費		部課名	福祉部生活福祉課	課長名	青谷		
			担当者名	富田、藤田	内線	2628		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-12-01	中国残留邦人支援事務費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20（ 2008 ）年度	根拠	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに自立					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等	の支援に関する法律					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	中国残留邦人等に対して、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく事務に要する経費を支出することで、効率的な事務執行に資することを目的とする。							
対象者等	支援給付対象者等							
内容	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく事務の執行に要する経費 ・会計年度任用職員設置費（支援相談員2名分） ・共済費（支援相談員2名分） ・一般需用費（医療台帳、支援給付決定書、支援給付関係図書購入費） ・特別旅費（支援相談員2名分 家庭訪問調査・病院訪問調査） ・役務費（被支援給付者への通知、医療機関等への書類の郵送料等） ・委託料（医療費支払事務、介護費支払事務、レセプト点検、支援給付システム関係） ・扶助費（日本語学校等通学交通費）							
経過	平成19年11月 「中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部改正する法案が成立する。 平成20年 4月1日 同法の一部の施行に伴い、中国残留邦人等支援給付事業を開始する。 平成26年10月1日 「中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部が改正され、法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」となる。							
必要性	中国残留邦人支援事業を実施するために必要な経費である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） （委託業務）・医療費支払事務、医療扶助データ作成委託 ・介護扶助費支払事務 ・レセプト点検 ・システム保守							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	日本語教室等利用延べ件数	30	30	20	10	20	
	②	通院同行延べ件数	158	150	117	150	150	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく事務執行経費であり、継続する。				

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-02-19		戦略プラン	○ 協働	● 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	中国残留邦人支援給付事業		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	青谷	
			担当者名	富田、藤田		内線	2628	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-12-02	中国残留邦人支援給付費						
	01-12-03	中国残留邦人配偶者支援金						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 8年度 ○ 7年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20（ 2008 ）年度	根拠	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに自立					
終期設定	○ 有 ● 無（ ）年度	法令等	の支援に関する法律、生活保護法					
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画		● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	中国残留邦人等に対して、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。							
対象者等	原則として、明治44年4月2日から昭和21年12月31日以前に生まれた方で、永住帰国した日から引き続き1年以上日本に住所を有し、昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した方とその配偶者で、一定の基準（生活保護基準に準じる）に満たない世帯。							
内容	・ 支援給付対象者の必要に応じ、単給又は他の支援給付費と併給して、生活保護の扶助に準じた支援給付費の支援を行う。 ・ 生活保護の扶助費に準じる支援給付費を支給する。 ①生活支援給付費 ②住宅支援給付費 ③教育支援給付費 ④介護支援給付費 ⑤医療支援給付費 ⑥葬祭支援給付費等 ⑦配偶者支援金 ・ 金銭給付を原則とするが、医療扶助や介護扶助等の金銭給付できない場合は、現物給付により行う。 ・ 世帯数と人員（4月1日現在） （令和6年）19世帯 24名 （令和7年）19世帯 23名 （令和8年）19世帯 23名							
経過	H19年 1月 総理大臣が厚生労働大臣に「中国残留邦人への支援のあり方」について検討を指示 H19年 6月 「中国残留邦人への支援に関する有識者会議」が公的年金制度における支援及びそれを補完する生活支援など具体的な支援策を講ずるべきことを報告 H19年 7月 「中国残留邦人に対する新たな支援策」を与党案決定 H19年11月 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正案が可決成立し、国及び地方でそれぞれの支援策を実施することになった H20年 4月1日 中国残留邦人支援給付事業開始。H26年10月1日 同法律の一部が改正され、法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」となる。配偶者支援金創設 R2年4月1日 荒川区において一般地区のケースワーカーから保護調整係へ支援の担当を切り替えた ※令和8年度当初予算で、最高裁判決対応追加給付分として22世帯分、3,648千円を計上							
必要性	中国残留邦人支援事業を実施するために必要な経費である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づいて実施する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	配偶者支援金 延べ件数（件）	60	67	72	72	72	R8.1現在 6名×12ヶ月 (※R6.9より新規者1名)
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく事務執行経費であり、継続する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,725	2,436	711	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	53,464	49,706	▲ 3,758
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	56,943	64,036	7,093		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	89	0	▲ 89
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	53,553	49,706	▲ 3,847
		賞与・退職給与引当金繰入額	244	422	178	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,359	▲ 17,188	▲ 11,829	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	58,912	66,894	7,982	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,359	▲ 17,188	▲ 11,829	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,359	▲ 17,188	▲ 11,829		

備考	行政費用の約96%を扶助費が占めている。被支援者の高齢化等による介護・医療支援給付費の増加傾向が想定されるが、対象者数の増減はなく歳出額は微増であった。行政収入では、国庫負担金・補助金が微減となった。
----	--

問題点・	○支援給付対象者は全員が70歳以上の高齢者であり、介護サービスの新規利用開始や、区分変更・更新申請により介護度が上がり、今後、介護扶助費が増加することが想定される。さらに、通院・入院の回数も増え、医療費も増加が見込まれる。費用増加の抑制と支援給付対象者の安定した生活の維持のために、介護保険や医療の最適なサービスに迅速かつ効率的に繋げる必要がある。
------	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	定期訪問や電話連絡により、給付対象者の生活状況を詳細に把握し、ケアマネ等の関係者と連携を図り、早期に最適なサービスに繋げる。	定期訪問や電話連絡により、給付対象者の生活状況を適宜把握し、関係者と連携を図り、必要な支援へ迅速かつ効率的に繋げることができた。	給付対象者の生活状況を把握し、適切なサービスに繋げるため、定期訪問や臨時訪問、電話連絡を継続して行う。
②			
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

議 決	平成31年 予算特別委員会 本制度で支給が受けられる外国人について
-----	-----------------------------------

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-02-21		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	健康管理支援事業		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	青谷	
			担当者名	加藤		内線	2627	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-04-05	健康管理支援事業					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 28	（ 2016 ）	年度	根拠法令等	生活保護法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画		☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	日常生活の自立や就労・社会参加に向けた健康状態及び生活機能の維持・向上を目的として、医療保険におけるデータヘルスを参考に、医療・健康に関するデータ等に基づき、生活習慣病の発症・重症化予防の取組や健康教育・健康相談の取組等、地域の健康課題に応じた取組を実施するものである。併せてこうした取組を通じて健康の維持・増進を図り、医療扶助の適正化につなげていくことも重要である。							
対象者等	被保護者の診療報酬明細書（レセプト）及び健康診査データ等において、専門的な支援が必要と思われる被保護者を担当ケースワーカーと協議し、対象者を抽出する。							
内容	被保護者健康管理支援事業の手引き（第2版）に基づく取組のとおり 1 事業方針の作成（令和8年度～令和11年度） 2 事業の実施（令和8年度：診療報酬明細書（レセプト）及び健康診査データを基に、保健師が次の事業を取組む。） ア 健診受診勧奨 イ 医療機関受診勧奨 ウ 生活習慣病等に関する保健指導・生活支援 エ 主治医と連携した保健指導・生活支援（主治医の保健指導指示書による。） オ 頻回受診指導（頻回受診と判断した被保護者に対し、病院同行による病状確認・適正受診日数の指導。） 3 事業方針の評価（令和11年度）							
経過	H26年12月 厚生労働省が「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会」で地方自治体における健康管理の取組の具体的な強化策を取りまとめる H27年4月 生活保護適正化等事業に健康管理支援事業が創設 H28年11月 区が健康管理支援事業を開始 H30年6月 生活保護法改正（健康管理支援事業の法制化） R元年4月 診療報酬明細書（レセプト）点検業務と健康管理支援事業の業務委託を一体的に実施 所内の面談に加えて自宅への訪問指導を実施 R3年1月 「健康管理支援事業」が必須事業として施行。 R8年3月 健康管理支援事業の手引きが改正され、事業の枠組みを標準化、個別の保健事業に「3つの柱」の設定、衛生主管部局（健康部）・データヘルス計画所管部局（国民健康保険課）との連携に関する記載を具体化し、事業を進めることになった。							
必要性	被保護者の健康状態の維持・改善と医療扶助の適正化を図るために必要である。							
実施方法	（3委託）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 診療報酬明細書（レセプト）及び健康診査データを活用し保健指導が必要な対象者を抽出し、区と受託者の協議により指導方針等を決定する。決定後、受託者が保健指導を行う。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	保健指導実施者数	20	16	27	40		保健指導が必要な被保護者のうち、実際に保健師が指導した人数
	②	病院同行（延べ回数）	6	6	5	5		頻回受診者のうち、保健師が被保護者と一緒に通院した回数
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続		継続	平成30年生活保護法改正により法制化されたため重点的に推進した。令和3年1月より必須事業となったため、継続する。					

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			5,280	6,600	4,620	4,347	4,473	4,592	4,803
決算額（8年度は見込み）			5,280	3,696	4,224	4,346	4,473	4,591	4,803
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	保健指導実施者数		23	34	27	20	16	27	
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
委託料	健康管理支援業務委託	4,473	委託料	健康管理支援業務委託	4,591	委託料	健康管理支援業務委託	4,803	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,415	2,664	249	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	4,473	4,591	118		国庫支出金	5,957	6,599	642
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	5,957	6,599	642
		賞与・退職給与引当金繰入額	341	462	121		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,272	▲ 1,118	154
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		7,229	7,717	488	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,272	▲ 1,118	154
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,272	▲ 1,118	154	

備考	本事業は委託により実施しており、行政費用の約59%を物件費が占めている。その内訳は、全額委託料となっている。行政収入は、国庫負担金が6,599千円あった。
----	---

問題点・課題	○被保護者は医療費の負担がないことから、慰安目的等で必要以上に通院し、医療扶助費の増加につながっている。 ○国から支援対象者の抽出に健康増進法に基づく健康診査データの活用を促されているため、検診受診勧奨が必要であるが、病気になった時は通院すれば良いと考える被保護者が多く、検診受診が進まない。 ○健康には関心があるものの、具体的な改善方法がわからず、またそのことについての意欲に欠ける被保護者も多いため、粘り強い支援が必要である。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、病院同行について働きかけ、受診指導と通院日数の適正化を行う。	病院同行し、被保護者が受診内容を理解し、通院日数が適正化された。	引き続き、病院同行について働きかけ、受診指導と通院日数の適正化を行う。
②	引き続き、健康診査について重要性の啓発と受診勧奨を行う。	通院しているが、昨年度健康診査を受けていない被保護者のうち、手紙の内容等が理解できる177名へ受診勧奨の手紙を送付した。	引き続き、健康診査について重要性の啓発と受診勧奨を行う。
③	引き続き、生活習慣病等に関する保健指導、生活支援を行う。	今回保健指導参加者27名中20名が70代で、食生活等生活習慣の改善は半数程度見られたが、体重等検査数値の改善者は少数だった。	引き続き、生活習慣病等に関する保健指導、生活支援を行う。

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-02-22		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	精神保健福祉事業		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	青谷	
			担当者名	白井		内線	2629	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-04-01	精神保健福祉事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 21	（ 2009 ）	年度	根拠	生活保護法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	精神障害や精神疾患等の被保護者に対して、専門的知識を活用した指導や支援を行うことで、社会的な自立促進を図ることを目的とする。							
対象者等	精神障害又は精神疾患（認知症及び知的障害を含む）の可能性がある要・被保護者で、安定した在宅生活を営むことが困難であり、精神障害について専門的な支援が必要と福祉事務所長が判断した者。							
内容	対象者の社会的な自立の促進を図ることを目的として、以下の支援を行う。 ①居宅生活支援 居宅の受給者で医療機関への未受診、服薬管理ができない等、生活上の自己管理が困難な者について、担当ケースワーカーと連携のもと、専門的な立場から相談、助言を行う。 病識がない等、病院等へつながりにくい被保護者へ専門的な支援を行う。 ②社会復帰促進支援 就労、作業所などにおける訓練、ボランティア活動など、社会参加が可能な受給者に対して、専門的知識を活用して、相談、助言を行う。 ③退院促進支援 症状が安定し、地域での受入れ条件が整うことにより受給者が退院可能になる場合、適切な受入れ体制が整備できるように担当ケースワーカーへ助言、援助を行う。							
経過	平成21年度 精神保健福祉業務委託 平成30年度 支援員を1名から2名に増員 令和4年度 2名から3名に増員 ※このシートは、生活保護行政運営事務費より一部組替えにより作成 ※PSW（精神保健福祉士をいう）							
必要性	精神疾患を患う被保護者は日常生活に支障をきたす場合が多いため、専門的知識を活用した指導・支援を行う必要がある。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	医療機関同行	88	78	119	100	100	回数（年間）
	②	ケースカンファレンス参加数	16	24	23	25	25	回数（年間）
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		精神疾患を患う被保護者に対しては、専門的知識を活用した指導・支援を行う必要があるため事業を継続する。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,035	1,142	107	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	18,040	18,726	686		国庫支出金	13,327	14,044	717
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	13,327	14,044	717
		賞与・退職給与引当金繰入額	146	198	52		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,894	▲ 6,022	▲ 128
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		19,221	20,066	845	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 5,894	▲ 6,022	▲ 128
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 5,894	▲ 6,022	▲ 128	

備考	本事業は委託により実施しており、行政費用の約93%を物件費が占めている。その内訳は、全額委託料となっている。行政収入は、国庫補助金が14,044千円あった。
----	--

問題点・課題	○支援する中で転居先探しが難しい被保護者については、転居先探しのため不動産屋への同行、CWとの家庭訪問等で1件当たりの対応に時間を要する依頼が増加傾向にあった。R7年度より生活困窮者等地域居住支援事業が始まり徐々に移行しているが、まだ移行しても継続して支援を必要とする被保護者も多い。 ○精神疾患を患っているという自覚の薄い被保護者もあり、医療機関への受診に繋げることができないケースもある。 ○被保護者の高齢化に伴い、認知症等を発症する対象者が増え、介護併用して支援を要するケースがある。
--------	--

問題点・課題の改善策									
		令和7年度に取り組む 具体的な改善内容		令和7年度に実施した 改善内容および評価		令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	転居先探しは生活困窮者等地域居住支援事業と連携する。PSWの専門知識を生かした面談や医療機関同行等の時間を多く確保する。			転居先探しは生活困窮者等地域居住支援事業に移行し、PSWの面談、医療機関同行等の時間を確保することができた。		生活困窮者等地域居住支援事業の支援員、地域共生係とも連携をし、支援していく。			
②	適切な治療ができるよう、CWと支援員が密に連携を取りながら支援する。			CW、PSW、医療機関と連携し、また通院同行を支援を行い、受診に繋がれた被保護者もあった。		引き続き、適切な治療ができるよう、CWと支援員が密に連携を取りながら支援する。			
③	CWが支援員、高齢者福祉課及び地域包括支援センター等と連携を取りながら被保護者の状態に合わせて支援を行っていく。			関係機関との連携を行い、被保護者において支援をすることができた。		CWが支援員、高齢者福祉課及び地域包括支援センター等と連携を取りながら支援を行っていく。			
他 施 区 の 実 況	（実施 17 区 未実施区 千代田区、中央区、新宿区、葛飾区、足立区		未実施 5 区		不明		0 区）		
議 会 （ 要 旨 ） 質 問 状 況									

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-02-23		戦略プラン		☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事
事務事業名	高齢者居宅支援事業		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	青谷	
			担当者名	原田		内線	2358	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-04-02	高齢者居宅支援事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 25	（ 2013 ）	年度	根拠	生活保護法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	65歳以上の被保護者のうち、生活状況が安定した世帯等を対象に、自立支援、介護サービス等の確認、福祉サービス等の利用に係る相談・援助、及び関係機関との連絡調整等、ケースワーカー業務の補助を行うことを目的とする。							
対象者等	①～③の1つ以上に当てはまる被保護者 ①生活状況が安定している高齢者（65歳以上） ②介護保険法に規定する「要支援」及び「要介護」の認定を受けている者 ③その他福祉事務所長が認めた者							
内容	○委託料（高齢者居宅介護支援事業事務） ・介護サービス等の確認 ・医療券に関する意見書等の発券に係わる事務補助 ・施設入所及びその事務補助 ・訪問実施及び記録の作成 ・システム入力事務 ・各種給付金申請支援事務 ○区CWとの業務分担 区CW：保護の決定に関すること（保護の変更・廃止や保護費算定に関すること等） 委託支援員：介護サービス等の確認、意見書等の発券、システム入力など							
経過	高齢被保護者世帯の増加に伴い、介護・医療等の課題にきめ細やかに対応し、各自の状況に応じた相談・援助及び関係機関との連絡調整等を行う必要が大きくなってきた。そこで生活状況が安定している被保護者等を対象に、ケースワーカーの補助業務を充実させることとした。							
	平成25年度 高齢者居宅介護支援事業業務委託（公募型プロポーザル方式） 平成30年度 高齢者居宅介護支援事業業務委託（公募型プロポーザル方式） 令和 5年度 高齢者居宅介護支援事業業務委託（公募型プロポーザル方式） 令和 9年度 令和10年度契約に向けた公募型プロポーザルを実施予定							
必要性	高齢者世帯が生活保護受給世帯の6割超を占めることから、専門的な知識を活用し介護サービスなど適切な支援を行うために必要である。							
実施方法	（☒ 一部委託）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） [委託業務]・高齢者居宅介護支援事業							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続		生活保護の高齢者世帯の支援のため必要な事業である。					

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			6年度	7年度	差額	勘定科目			6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,760	3,045	285	行政収入	地方税等	0	0			
		物件費	51,216	52,279	1,063		国庫支出金	0	0			
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0			
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0			
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0			
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0			
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0			
		賞与・退職給与引当金繰入額	390	527	137		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 54,366	▲ 55,851	▲ 1,485		
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0					
	行政費用合計(b)	54,366	55,851	1,485	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 54,366	▲ 55,851	▲ 1,485				
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0					
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 54,366	▲ 55,851	▲ 1,485				

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	定例会を継続する。支援員間の打ち合わせ会を継続する。情報共有に努め被保護者支援に努める。	定例会、支援員間の打ち合わせ会を月1回程度実施することで連携を図り、被保護者支援に繋げた。	定例会等による情報共有に努めるとともに、係全体会議等の実施による連携強化を図る。
②	ケースワーカーを補助する支援員のスキルアップにつき、随時協議をしていく。	支援員のスキルアップについて協議し、研修受講等を推奨した。	引き続き支援員のスキルアップについて協議、実践していく。
③	スキルの均一性の保持等のため、社内研修の実施等による支援員の質の向上を求める。	支援員間の打ち合わせや社内研修等によりスキルの均一性保持に努めるよう申し入れた。	引き続きスキルの均一性の保持等について協議、実践していく。

他 区 の 実 施 状 況 議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 1 区 未実施 21 区 不明 0 区 ）							
	実施 中野区							
	平成24年 平成25年 令和 5年	2月会議 6月会議 11月会議	ケースワーカー業務の外部委託の導入について 福祉事務所現業職員の適正配置と養成の強化について 業務委託を止めてケースワーカーを増員することについて					

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-02-24		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	金銭管理支援事業		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	青谷	
			担当者名	白井		内線	2629	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-04-03	金銭管理支援事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 31	（ 2019 ）	年度	根拠	生活保護法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	金銭を計画的に消費していくことが困難な被保護者に対して、きめ細かな支援を行うことにより、安定した日常生活を営むことができるよう、その意欲や能力向上をさせ、その者の自立の促進を図ることを目的とする。							
対象者等	高齢や心身上の理由等により、自ら金銭管理を行うことが困難な者、その他福祉事務所長が必要と認める被保護者とする。							
内容	金銭管理支援事業の内容 ①事業対象者の生活保護費等の収入から、生活に必要な経費の支払を代行し又は当該経費の支払を計画的に行うことができるように必要な額を事業対象者に分割して渡す。 ②家賃、公共料金等の日常的な債務の支払を代行する。 ③預貯金通帳の預かり等の財産を管理する。 ④病院の入院患者・施設の入所者・自立困難な在宅高齢者等の日用品の購入及び送付する。 ⑤金銭管理支援事業に伴う各種相談及び助言する。 ⑥支援内容の区分 支援内容に応じて2つの区分を設定している。 通常支援 居宅への訪問を伴う支援 限定支援 入院・施設入所中等で、訪問を伴わない家賃や公共料金等の支払代行等の支援							
経過	平成31年度 金銭管理支援事業業務委託 令和3年度 区分を2段階にする（通常・限定） * このシートについては、生活保護行政運営事務費より一部組替えにより作成							
必要性	認知症が進行したり、急病で入院となる被保護者が増加傾向にあり、金銭管理において支障をきたす事例が後を絶たないため必要である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	支援対象者延べ数（件）	2,103	2,144	2,183	2,160	2,160	各年度末の数値
	②	支援対象者割合（％）	3.2	3.9	4.2	3.9	3.9	全被保護者に対する割合
	③	高齢者割合（％）	65.7	63	69.1	67	67	全支援者に対する65歳以上の割合
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続		継続	支援対象者が増加傾向にあるため、継続する。					

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			—	28,380	34,452	35,112	35,241	35,641	36,683
決算額（8年度は見込み）			—	28,094	34,305	34,838	35,220	35,365	36,683
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	金銭管理支援申込者実人数(3月実績)		123	139	183	178	181	182	180
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
委託料	金銭管理支援事業	35,220	委託料	金銭管理支援事業	35,365	委託料	金銭管理支援事業	36,683	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,035	1,142	107	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	35,220	35,365	145		国庫支出金	17,589	35,315	17,726
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	17,589	35,315	17,726
		賞与・退職給与引当金繰入額	146	198	52	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 18,812	▲ 1,390	17,422	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)		36,401	36,705	304	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 18,812	▲ 1,390	17,422
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 18,812	▲ 1,390	17,422

備考	本事業は委託により実施しており、行政費用の約96%を物件費が占めている。その内訳は、全額委託料となっている。行政収入は、国庫補助金が35,315千円あった。
----	--

問題点・	○金銭管理支援の必要な者は高齢者に留まらず、65歳未満の被保護者も増えており、新規で保護開始と同時に支援が必要となる場合があり、利用待機者が発生している状況である。 ○利用開始時に支援対象者、CW、支援員で適切な消費計画を立てているが、浪費癖のある支援対象者について計画のとおり消費ができないことがある。
------	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	依頼件数が増えている一方、同意書記入後の支援キャンセルも増えているため、緊急性・必要性等を慎重に精査していく。	依頼するにあたり、緊急性及び必要性の確認を行い、支援につながることができた。	支援開始後キャンセルすることがないように対象者に支援内容を説明し、支援を要するかを慎重に確認していく。
②	浪費癖のある被保護者については、計画的な消費ができるよう、CW・支援員と随時情報共有し調整を図っていく。	計画的な消費ができなかった時など、CWと支援員で情報を共有し、被保護者と面接等を行い、助言や提案を行った。	浪費癖のある被保護者について、計画的な消費ができるよう、引き続きCW・支援員と随時情報共有し調整を図っていく。
③			

他 区 施 状	(実施 17 区		未実施 5 区		不明 0 区)	
	未実施：港区、新宿区、台東区、江東区、練馬区					

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	
--	--